

平成30年度

危険等発生時対処要領 (危機管理マニュアル)

< 目次 >

- 1 学校における危機管理の考え方
- 2 生徒の事故対処方法及び報告
- 3 学校管理下における事故の措置
- 4 日本スポーツ振興センターの申請
- 5 修学旅行における緊急時の対応（第3学年）
- 6 校外学習時における緊急時の対応
- 7 自然教室における緊急時の対応（第1・2学年）
- 8 休み時間の重大事故への対応
- 9 生徒の交通事故への対応
- 10 いじめの早期発見・対応
- 11 体罰事件発生への対応
- 12 給食による食中毒発生時の対応
- 13 火災・竜巻・地震発生時の対応
- 14 落雷事故防止のために
- 15 校舎内不審者の出没対応への対応
- 16 生徒間暴力・対人暴力への対応
- 17 対教師暴力への対応
- 18 器物損壊への対応
- 19 連れ去り未遂、声かけ事案への対応
- 20 保護者・地域からのクレーム対応
- 21 事件・事故発生時の報道機関への対応
- 22 けがや病気の主な応急手当の例（AEDの使い方）
- 23 教職員不祥事防止のために
- 24 情報管理
- 25 Jアラート発令時の対応

真岡市立中村中学校

1 危機管理の考え方

学校は、生徒が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。事件、事故や災害（危機と同義。以下同じ）は、いつ、どこで、誰に起りうるかを予想することが困難な場合がある。しかし、適切な対策を取ることによって、危機的状況の発生を防止したり、発生時の被害を低減したりすることは可能になる。不審者侵入や自然在外、感染症や食中毒、校外活動における事故、教職員の不祥事などに対する適切な危機管理体制を確立しておくことが、危機管理上重要な対策であると考える。

（1）危機管理の目的

- ①生徒と教職員の生命を守ること
- ②生徒と教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること
- ③学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

（出典：「危機管理の法律常識」菱村幸彦編教育開発研究所）

（2）危機管理の定義

人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること。

（文部科学省　学校における防犯教室等実践事例集　平成18年3月）

（3）危機管理のプロセス

①事前の危機管理（リスク・マネージメント）

ア 危機の予知・予測

- ・過去に発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努める。
- ・生徒等や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努める。

イ 未然防止・日常の安全確保に向けた取組

- ・日ごろから、一人一人の生徒等への継続的な支援や、施設・設備に関する計画的な点検や目的を明確にした各種訓練等により、未然防止に向けた取組を行う。
- ・生徒、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。
- ・保護者や地域住民、関係機関・団体と連携を図り、学校独自の危機管理体制を構築する。
- ・学校安全の中核となる教員育成し校内研修の充実を図る。
- ・安全教育に関する教育活動を充実させ、生徒の安全に関する資質・能力を育成する。

②緊急事態発生時の危機管理（クライシス・マネージメント）

- ・緊急事態が発生した場合、学校の危機管理マニュアルに沿って、適切かつ迅速に対処し、生徒、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめる。

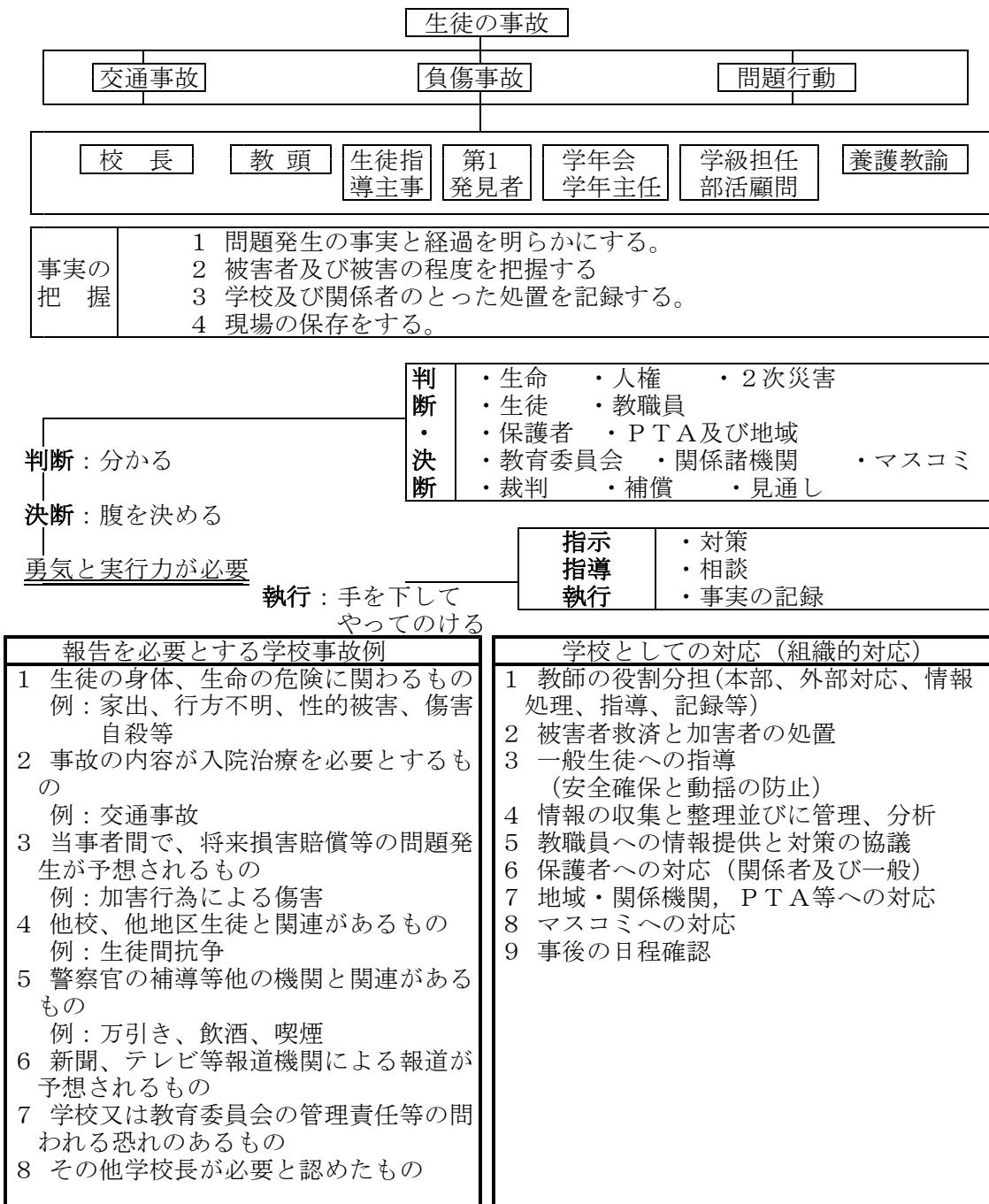
③事後の危機管理（対応の評価と再発防止に向けた取組）

- ・必要に応じて、児童生徒の安否確認や保護者及び関係者への連絡や説明を速やかに行う。
- ・緊急事態発生時の対応を事態收拾後に総括し、教育再開の準備や心身のケアなど必要な対策を講じる。必要に応じて継続的な支援に取り組む。
- ・原因究明を行い再発防止策を策定する。

（4）危機管理の見直し・改善

危機管理マニュアルが実際に機能するかどうかを訓練等を基に検証し、定期的に見直し・改善を図っていく。

2 生徒の事故対処方法及び報告



3 学校管理下における事故の措置

学校管理下の範囲

- 1 学校が編成した教育課程に基づく授業、学校行事に参加している時
- 2 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている時
- 3 休憩時間中、その他学校長の指示・承認に基づいて学校にある時
- 4 通常の経路、方法により通学（登・下校）している時

1 事故の処理

- (1) 医療の要・不要の判断をする

① 医療不要

② 医療必要

- ・保健室における応急処置でよい場合
- ・専門医の診察を受けさせる場合
- ・救急車の出動を要請する場合

の判断をする。

* 症状のはつきりしている場合はよいが、疑わしい点の残る場合は、必ず専門医（かかりつけの医者等）の診察を受けるよう進める。

- (2) 専門医の診察を受けさせなければならない場合

* 家庭に連絡し、医療機関に移送する。

緊急を要する場合

① 家庭に連絡をすると同時に、医療機関に移送する。

② 医療機関の選択は保護者の意向に従うことを原則とし、どうしても連絡がとれない場合は「健康の記録」を参考にする。それでも判断がつかない場合は、学校医に向ける。（場合によっては救急車の出動要請）

* 保健室に「健康の記録」が備え付けがあるので参考にすること。

- ・保険証の控え
- ・保護者の勤務先
- ・かかりつけの医師・病院
- ・緊急連絡先
- ・特異体質
- ・血液型
- ・平熱 等々

* 緊急の場合、校長と相談の上、職員の自家用車を準公用車として使用する場合もある。

あまり急がない場合

① 一応の処置をして家庭に連絡をし、保護者に医療機関を選択してもらい、保護者に移送してもらう。

② 一応の処置をし様子を見る。放課後又は症状が悪化したら、専門医の診察を受けさせる（受けるよう保護者に連絡する）。

2 事故報告

- (1) 事故発生時に指導していた学級担任又は部活動の顧問が必ず校長（教頭）、養護教諭に連絡する。
- (2) 事故報告は、発生時には口頭で、後に所定の事故報告書（保健室に常備）に、学級担任又は、部活動顧問が記入し報告する。
(* 擦り傷や軽度の打撲・切り傷等医師の診断を必要としないものについては報告しない。)
- (3) 医療機関で治療を受けた場合は、受診後の様子を校長（教頭）に学級担任、（部活動顧問）又は養護教諭が報告する。
- (4) 事故を単なる偶発的なものとせず、安全指導につなげる。

4 日本スポーツ振興センターの申請 (*養護教諭が一括して行う)

給付の基準・支給額

- ◎ 学校管理下における事故・疾病・廃疾・死亡に対して支給される。
- ◎ 療養に要した額が5,000円以上（窓口支払いが1,500円）の場合に支給される。
- ◎ 給付額は、療養費の10分の4支給である。

(1) 申請の手順

- ・事故 → 医療機関に移送 → 事故報告 → 申請
- ・申請については養護教諭がまとめて申請してくれる。

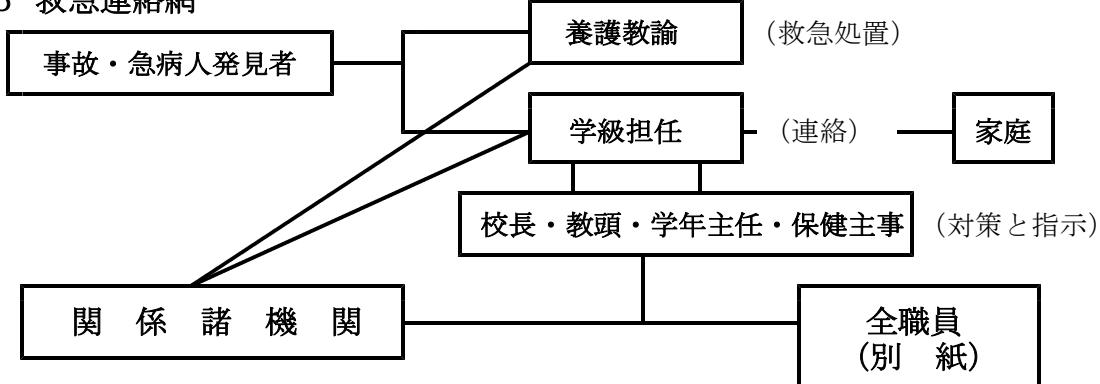
(2) 生徒への指導

- ・事故・怪我の場合、医療機関にかかった場合は、必ず担任に申し出る。
- ・給付金の支給は、申請してから約3ヶ月後、それまでは自己負担になる。

(3) 教職員へのお願い

- ・生徒から事故報告があった場合は必ず養護教諭、校長（教頭）に報告。
- ・事故報告書は速やかに作成し、養護教諭に提出する。

5 救急連絡網



- ・学校医
高野医院 TEL 82-3162
柳田歯科 TEL 84-0840
川嶋薬剤師 TEL 74-0146
- ・病院
芳賀赤十字病院 TEL 82-2195

◆校長と相談の上、職員の自家用車を準公用車として利用する。
◆急を要さない場合は、家庭に連絡の上方法を考える。

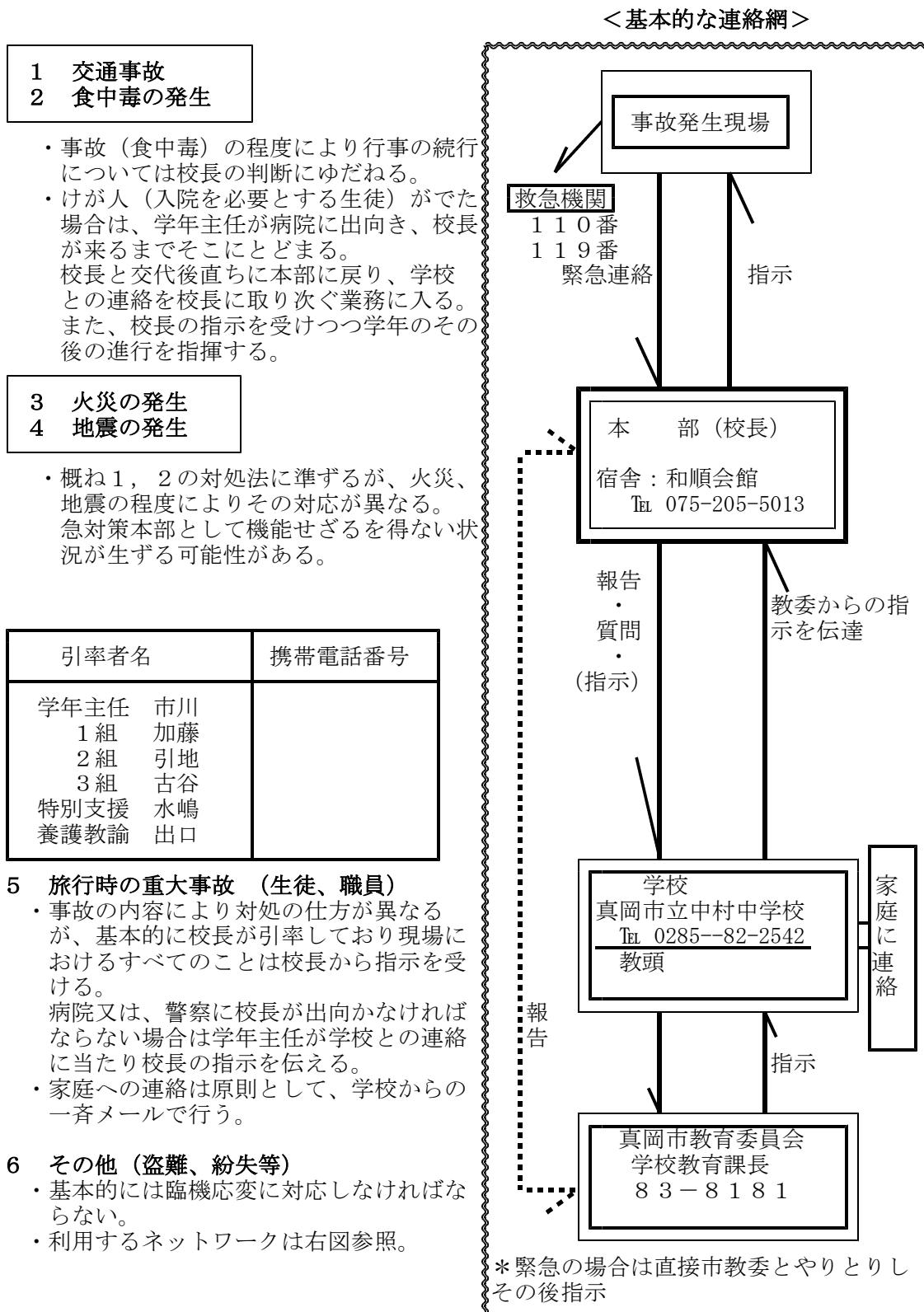
- ・市教委学校教育課 83-8181

- ・消防署（救急車）119 真岡消防署署 TEL 82-3161
西分署 TEL 83-2424
- ・警察署 110 真岡警察署 TEL 84-0110

5 修学旅行における緊急時の対応（第3学年）

◇事前の危機管理

- ・旅行社やインターネット等を通して現地の情報を十分に得ておく。
- ・前年度からの引き継ぎを生かして、計画的な事前指導を行う。



6 校外学習時における緊急時の対応

◇事前の危機管理

- ・旅行社やインターネット等を通して現地の情報を十分に得ておく。
- ・前年度からの引継ぎを生かして、計画的な事前指導を行う。

<基本的な連絡網>

